



内部告発者保護ポリシー

Telix Pharmaceuticals Limited

取締役会により採用
発効日 13 November 2024*

* Australian Eastern Time

Telix Pharmaceuticals Limited
内部告発者保護ポリシー – 要約ガイド

Telix は、正直かつ誠実にビジネスに取り組むよう尽力しています。この取り組みの一環として、Telix では、告発を行った誠実な内部告発者を報復から保護する義務を遵守します。

Telix の取締役会は、継続的にリスクの特定及び管理を行うための適切な企業リスク管理フレームワーク (ERMF) を、確実に Telix が備えていることに最終的責任を負っています。この内部告発者保護ポリシー (本ポリシー) は、Telix の ERMF 及びコーポレートガバナンスの一部を形成します。これは、不正行為を特定するための、Telix リスク管理ツールキットにおけるメカニズムの一つとなるものです。

本ポリシーは、あなたが不正行為について秘密扱いで (匿名を選択することもできる) 開示を行うことができ、かつ、報復や不利益から保護される客観的、秘密扱いかつ独立した方法によって対応してもらうことができる、通報・調査プロセスを提供することによって、従業員その他の関係者が自信を持って Telix での不正行為の懸念を提起できるよう支援することを、目的としています。

内部告発者保護ポリシーを整備し、様々な形式・言語により全従業員及び第三者ベンダー・パートナーが利用できるようにすることで、Telix の価値観を実践することに役立ちます。

本ポリシーは、以下を目的としています。

- (a) 不正行為の疑いに気付いた際には声を上げるよう (スピークアップ) 奨励すること。
- (b) 開示事項の受領、取り扱い及び調査を行う Telix のフレームワークに関して透明性を確保すること。
- (c) スピークアップの方法及び適格内部告発者にどのような保護があるかを説明すること。
- (d) 誰もがスピークアップを安心して行い、支援され、奨励される職場環境を促進すること。

当社のすべての従業員、役員、請負業者及び関係者は、不正行為事例の発見、防止及び報告を支援する責任を負っています。当社では、従業員及び非従業員が報復行為を恐れることなく声を上げ (スピークアップ) 懸念を提起するよう奨励しています。

スピークアップ

不正行為の可能性に関する情報を持つすべての人は、その情報を適格受領者に報告する (すなわち、スピークアップする) か、適切なチャネルを通じて報告することが奨励されます。適格受領者は、本ポリシーのセクション 2 に定められています。

あなたが適格内部告発者であり、適格受領者に不正行為の可能性を報告した場合、法的保護を受ける資格がある可能性があります。詳細は、本ポリシーのセクション 5 及び 6 を参照してください。

本ポリシーのクイックガイド

本ポリシーのクイックガイドは、添付資料 1 に記載され、内部告発を行おうとする者が本ポリシー記載の保護措置の資格を有しているかどうか、また資格を有している場合、その保護措置に必要な事項を理解できるよう、支援するために作成されたものです。

Telix Pharmaceuticals Limited	2
内部告発者保護ポリシー – 要約ガイド	2
スピークアップ	2
本ポリシーのクイックガイド	2
1 本ポリシーの目的	4
1.1 背景	4
1.2 内部告発法との関係	4
1.3 Telix の既存の行動規範との関係	4
2 スピークアップ	4
3 本ポリシーの対象となる開示事項	4
3.1 開示対象事案	4
3.2 個人的な業務関連の苦情	5
3.3 虚偽通報	5
3.4 米国の政府機関	5
4 情報開示を行う方法	6
4.1 適格受領者に対する開示	6
4.2 匿名性の維持	6
5 適格内部告発者に適用する法的保護措置	7
5.1 身元の保護	7
5.2 不利益な行為及び報復からの保護	7
5.3 その他の法的保護措置	7
6 情報開示の取り扱い及び調査	7
6.1 調査全般	7
6.2 情報開示内で氏名が挙げられた個人の公正な扱い	8
7 適格内部告発者への支援	9
7.1 従業員支援プログラムへのアクセス	9
8 一般規定	9
8.1 本ポリシーの入手可能性及び他のポリシーとの関係	9
8.2 言語	9
8.3 監視、レビュー及び更新	9
8.4 本ポリシーの状況	10
用語集	10

1 本ポリシーの目的

1.1 背景

Telix Pharmaceuticals Limited (**Telix**)は、あらゆる事業慣行において高い水準の誠実性・倫理基準に取り組んでいます。従業員は、現行の社会基準、倫理基準及び当社基準に即して、かつ、すべての該当する法令を遵守して、行動しなければなりません。

本ポリシーは、Telix 及びその世界各地の関連会社又は関連法人（総称して**当グループ**）に関わる非倫理的、違法、詐欺的又は望ましくない行為の疑いがある事例についての通報を奨励することを目的としており、通報者が脅迫、不利益又は報復を恐れることなく秘密扱いで通報を行うことができる保護措置及び対策について詳細を記載しています。

1.2 内部告発法との関係

多くの国では、内部告発者及び内部告発報告書の受領者に関する特定の義務及び保護措置を課す法律が整備されています。たとえば、オーストラリアの 2001 年会社法 (*Cth*)、米国の 1989 年内部告発者保護法、及び EU の内部告発者の保護に関する EU 指令 2019/1937 などです。

本ポリシーは、該当する法令に基づきあなた又は Telix が有する権利又は義務を無効にすることを意図するものではありません。本ポリシーは、現地の法域の法令と併せて読まれなければならない、かつ、かかる法令に従わなければならない。

1.3 Telix の既存の行動規範との関係

Telix の行動規範には、内部告発及び内部告発者を保護するための取り組みに関するポリシーが記載されています。本ポリシーは、当該取り組みの実施方法について記載するものです。

2 スピークアップ

Telix は、不正行為の可能性に関する情報を持つすべての人に、かかる不正行為についてスピークアップすることを奨励します。

本ポリシーは、以下に該当する（又は該当していた）個人に適用されます。

- (a) 当グループの役員、従業員、ボランティア、請負業者、又は関係者。
- (b) 当グループへの物品又はサービス（支払いの有無を問いません）のサプライヤーで、そのサプライヤーにより雇用されている又は雇用されていた個人を含みます。
- (c) 上記各者の親族、配偶者又は被扶養者。

上記の者らは、**適格内部告発者**であり、内部告発法によって保護される可能性があります。オーストラリアの法律に基づく保護の詳細については、添付資料 2 を参照してください。

3 本ポリシーの対象となる開示事項

3.1 開示対象事案

開示対象事案とは、当グループに関する不正行為（たとえば、詐欺、過失、不履行、コンプライアンスポリシー違反、信任違反及び義務違反など）又は不適切な事態や状況に関係した情報であると疑う合理的理由を適格内部告発者が有する情報をいいます。

開示対象事案となり得る範囲を制限することなく付言すると、開示対象事案となる可能性がある例としては、当グループ又はその役員や従業員による行為であって、下記に当たるものが含まれます。

- (a) 所定法令に対する犯罪又は抵触に該当するもの。

- (b) オーストラリア連邦のその他の法律に対する犯罪であって、12カ月以上の懲役による処罰対象となるもの。
- (c) 公衆又は金融システムに対して危険を呈するもの。
- (d) 当グループに対し財政的損失を与える可能性がある行為、又は当グループの利益にとってその他不利益となる行為。
- (e) 疑わしい会計または監査事項または慣行に該当する、または Telix の会計、内部統制または監査事項に関する懸念を提起するもの。
- (f) 窃盗、違法薬物の取引・使用、暴力、暴力の脅威及び財産損壊罪など、違法な行為。
- (g) 当グループのコンプライアンスガイド及び／又はコンプライアンスポリシーの故意及び／又は重大な違反。
- (h) 詐欺、マネーロンダリング及び／又は資金の不正流用。
- (i) 賄賂を提供又は受領しようとするもの。
- (j) 情報開示を行った者に対し不利益な行為を行っている又は行うとの脅威を与えているもの。

開示対象事案は、不法な行為を伴ったものである場合もありますが、これは必須ではありません。不誠実又は非倫理的な行為・慣行、損害を生じさせる可能性がある行為、又は Telix のポリシーにより禁止される行為が、開示対象事案となる可能性があります。

あなたが適格内部告発者であり、適格受領者に開示対象事案を報告した場合、法的保護を受ける資格がある可能性があります。詳細は、添付資料 2 を参照してください。

開示対象事案であるか判断がつかない場合でも、情報開示を行うべきです。適格内部告発者は、開示事項が正しくないことが判明した場合であっても、その開示内容の疑いが正しいとする「合理的理由」を有していた場合には、引き続き保護の資格を得ることができます。

3.2 個人的な業務関連の苦情

個人的な業務関連の苦情に関する情報開示は、通常、開示対象事案ではありません。

個人的な業務関連の苦情とは、開示者の現在又は過去の雇用又は委託に関連するものであって、開示者個人への影響を有する又は有する傾向にあるものです。

個人的な業務関連の苦情の例は、他の従業員との個人間対立に関する開示、異動及び昇進に関する意思決定、雇用条件に関する意思決定、停職及び解雇に関する意思決定並びに懲戒に関する意思決定を含みます。一般的に、かかる苦情は、最も効果的に問題を解決できるように、従業員が人材・文化(P&C)担当者に話すことによって提起されるべきです。

個人的な業務関連の苦情は一般的に開示対象事案には該当しませんが、個人的な業務関連の苦情が本ポリシーの対象となる場合もあり、場合によっては個人的な業務関連の苦情が法的保護の対象となることもあります。詳細は、添付資料 2 を参照してください。

3.3 虚偽通報

虚偽通報の提出があった場合には、当グループの評判やその取締役、役員及び従業員の評判に対して重大な影響が生じる可能性があるほか、相当な資源の無駄遣いも生じる可能性がある点について、留意しておくことが重要です。意図的な虚偽の通報を行った場合には、行動規範に違反する可能性があり、重大な懲戒事案として扱われます。

3.4 米国の政府機関

本ポリシー、またはその他の合意や当社ポリシーのいかなる条項も、当社への通知やその承認を得ることなく、米国証券取引委員会を含む米国内の政府機関と、法律違反の可能性や実際の違反につ

いて連絡を取ったり、その他の方法で政府機関に情報を提供したり、政府機関に告発や苦情を申し立てたり、政府機関の調査や手続きに参加、証言、またはその他の支援を行ったりすることを禁止または制限するものではありません。

4 情報開示を行う方法

4.1 適格受領者に対する開示

開示対象事案の開示(開示)は、次に掲げるいずれかの**適格受領者**に対し直接に行うことができません。

- (a) グループ法律顧問
- (b) グループ秘書役
- (c) グローバル人材・文化担当 SVP

グループの従業員の場合、適格受領者の連絡先は Telix の人事情報システム(BOB)で確認できます。個人は、上記の「適格受領者」のいずれに対しても、希望する方法(電子メール、手紙、電話、面会など)を用いて、いつでも開示を行うことができます。ただし、Telix では、グループ秘書役を Telix の内部告発者保護担当役員と指名しています。

情報開示は、c/- Telix Pharmaceuticals Limited, 55 Flemington Road, North Melbourne, Victoria 3051 Australia 宛に郵送することもできます(上記で言及されたいずれかの適格受領者気付と明記してください)。

また、個人による情報開示も可能です。

- PwC 倫理ヘルプライン - pwc.com/ethicshelpline (電話又はオンラインによる通報方法の詳細を閲覧することができます)にアクセスして当社の外部監査人である PricewaterhouseCoopers (PwC)に連絡することもできます。
- www.lighthouse-services.com/Telixpharma (電話又はオンラインによる通報方法の詳細を閲覧できます)を通じて、独立した第三者機関である Lighthouse-Syntrio に連絡することもできます。

口頭により情報開示を行うこともできますが、開示対象事案の効率的な調査を可能にするため、Telix では、裏付け証拠(電子メール、文章、書類など)とともにできる限り詳細な形で書面をもって情報開示を行うよう推奨しています。

当社は、上記の「適格受領者」のいずれかに情報開示を行うことを推奨しますが、以下のセクション 5 に記載される法的保護を受けながら報告することができる、添付資料 2 に記載される特定のその他の人物も存在します。

4.2 匿名性の維持

情報開示は、関連する法域で認められ、希望する場合は匿名で行うことができます。

匿名性の維持を希望する適格内部告発者の身元については Telix は調査を行いませんが、匿名で情報開示を行うに当たっては、匿名条件でその開示を行っている旨を明示するなどして自己の匿名性を管理することが、当該適格内部告発者の義務となります。Telix、その役員・従業員又は内部告発者保護担当役員のいずれも、適格内部告発者による匿名性の不管理の結果として適格内部告発者の身元が容易に確認可能である又は確認可能なものとなった場合には、その責任を負わないものとします。

適格内部告発者が匿名での情報開示を選択している場合には、Telix が当該事案の完全な調査を行う能力が妨げられる可能性があります。したがって、Telix では、当該事案の調査を支援するために適格内部告発者が連絡先詳細を提供するよう推奨しています。匿名性の維持を希望する適格内部告発者は、Telix が質問の補足を求めることができるよう、及び調査の更新情報の提供を行うことができるよう、情報開示の受領者との間で継続的な双方向の連絡を維持する必要があります。

5 適格内部告発者に適用する法的保護措置

Telix は、本ポリシーに基づき情報開示を行う適格内部告発者を保護することを約束します。本セクションでは、情報開示を行う者の保護に関する当グループのポリシーを概説します。オーストラリアの法律には、開示者に対する保護も定められており、その概要は添付資料 2 のとおりです。

5.1 身元の保護

Telix は、必要に応じて、適用法に従い適格内部告発者の身元を秘密にし、保護します。開示者の身元(及び身元を確認できる情報)は、当該情報を開示することに本人が同意した場合、又は法律により開示が認められるか、若しくは義務付けられた例外的な状況においてのみ開示されます。情報開示が添付資料 2 に定める法的保護の対象となる場合、適格内部通報者の身元及び他人が開示者を特定する可能性のある情報は、法律上これらの保護の恩恵を受けます。ある者が適格内部通報者の身元を無許可で開示した場合、その者は法律に違反する可能性があり、開示者は法的手段を求めることができます。状況によっては、これは刑事犯罪となる可能性もあります。

5.2 不利益な行為及び報復からの保護

個人又は他者から情報開示が行われた又は行われるとの確信又は疑いにより、不利益な行為又は不利益な行為の脅威が動機付けられている場合、いかなる個人も不利益な行為又は不利益な行為の脅威に晒されることはありません(本規定への抵触があった場合には、厳罰に処される可能性があります)。

この文脈において、不利益な行為には、従業員の解雇、従業員の雇用上の被害、従業員の地位又は職務への不利な変更、従業員に対するその他の Telix の従業員との差別、個人への嫌がらせ又は脅迫、個人に対する危害又は被害(精神的危害を含みます)、個人の財産に対する損害、個人の評判に対する損害、個人の事業上又は財政上の地位に対する損害や、個人に対するその他の損害が含まれます。

情報開示が添付資料 2 に定める法的保護の対象となる場合、適格内部通報者は不利益から法的に保護されます。ある者が不利益を与えたり、被害を与えたりした場合、又はそのような脅しをかけた場合、その者は法律に違反する可能性があり、適格内部告発者は法的手段を求めることができます。状況によっては、これは刑事犯罪となる可能性もあります。

あなた又は他の者が、スピークアップに関連して不利益な行為を受けている、又は受けた場合、セクション 4.1 に記載されている適格受領者に伝えてください。Telix はこれを非常に重く扱います。不利益な行為に関与した者は、懲戒処分の対象となります。状況によっては、禁固刑に処せられる刑事犯罪となることもあります。

5.3 その他の法的保護措置

Telix は、適格内部告発者が公正に扱われ、スピークアップしたために報復や不利益を被らないよう確保することを約束します。提供される保護は、開示対象事案や関与した者などの変数によって異なります。

Telix は、実行可能かつ適用法に合致した、情報開示を行うすべての人を支援する方法を探します。

オーストラリアの法律が適用される事項の情報開示を行う者に与えられるオーストラリアの法律に基づく特定の保護に関する詳細は、添付資料 2 を参照してください。

6 情報開示の取り扱い及び調査

6.1 調査全般

情報開示の受領者は、できる限り早期に、最初のレビューを実施するのに最も適切な者に適格内部告発者の通報を付託します。状況によっては、当該者は Telix 内の者(受領者本人を含みます)となる可能性があります。ただし、受領者本人又は Telix 内の者が最初のレビューを実施することが適切でない場合には、受領者は、当該レビューを行うのに適切な外部当事者(独立の法的助言者など)を特定及び起用するための措置を講じることがあります。情報開示は、正式な調査又はコーチング、メンタ

リング、及びモニタリングを通じて従業員を支援するなど、調査以外のプロセスを通じて対処し、解決することがあります。

疑義を回避するために付言すると、情報開示の受領者は、適用法又は同意により認められる場合(すなわち、上記セクション 5.1 に記載する状況)を除き、そのレビュアーに対し、適格内部告発者の身元又はその身元の確認を可能にさせる情報を開示してはなりません。

最初のレビューの実施者によって問い合わせが行われることとなりますが、上級幹部陣のメンバー(通報の対象となっているメンバーを除きます)に対して情報提供が求められる場合があります。

最初の調査の目的としては、下記が含まれます。

- (a) 情報を収集し、その情報を検討し、開示対象事案を示す合理的理由があるかどうかを結論付けること。
- (b) 適宜、開示対象事案に関して、適切な改善措置又はさらに行われるべき調査(独立の法的助言者など外部当事者による調査の可能性又は規制機関への付託を含みます)について、勧告を行うこと。

各最初の調査及びそれに続く調査に関する正確なプロセス及び期限は、プロセスの性質によって異なります。事後調査については、合理的にできる限り早期に完了される必要があります。

すべての調査は、秘密扱いで、かつ、開示対象事案の性質及び周辺状況を考慮した適切な方法により、できる限りの範囲で実施されます。調査から得られた所見は、(上記セクション 5.1 に記載する適格内部告発者の身元を守秘する Telix の義務に関するものなど、適切又は必要な制限に従った上で)内部で文書化され、本ポリシーを監督する責任者に対し適宜報告されます。文書化及び報告の性質は、情報開示の性質に依存します。記録の取り扱い及び保存に関しては、秘密保持が遵守されます。

いずれの調査も、適格内部告発者及び開示対象事案に係る申立ての対象となっている者からは独立して行われます。

適格内部告発者は、内部告発を行った場合であっても、当該通報内で開示した不適切行為に関与したことの結果(当該行為に起因する民事上及び刑事上の責任を含みます)に対しては、保護されるものではありません。不適切行為への関与があった場合には、解雇を含む懲戒処分が生じる可能性もあります。ただし、適格内部告発者が行う自白は、懲戒処分を検討する際の軽減要因となる可能性があります。

開示対象事案の通報により、その後規制当局又は裁判所の手続が生じる場合には、Telix は、本ポリシーに基づき通報を行った適格内部告発者に対し、証人としてなど支援を提供するよう要請する可能性があります。

6.2 情報開示内で氏名が挙げられた個人の公正な扱い

Telix は、情報開示内で氏名が挙げられた個人又は情報開示の対象者については、その状況のもとで現実的かつ適切である限り、当該調査に対しその氏名を秘密にすること及び当該調査の一環で協議されるその他一切の事項の秘密保持を要求することなどにより、公正な扱いを確保します。

情報開示に関する申立ての対象となった個人には、(法律により認められる範囲において)調査の一環として、当該申立てを理解して対応する機会が与えられます。

一般的に、情報開示に関して氏名が挙げられた者に対しては、調査の終了時点で正当な理由がある場合でない限り、不利な措置が講じられることはありません(調査の終結に先立ち措置を行う正当な理由がある場合を除きます)。

情報開示に関して氏名が挙げられた個人には、適宜、法律により認められる範囲において、(プライバシー・秘密保持義務に従った上で、かつ、法律で要求されるところに従い)調査の進捗及び結果(改善措置案を含みます)が逐次連絡されます。

7 適格内部告発者への支援

不正行為を合理的に疑う者又は目撃した者は、支援が提供されること及び開示を理由とした処罰・差別がないことの確信を持って、疑いを通報できるようになるべきであると Telix は考えています。

適格内部告発者は、開示対象事案の開示(又は開示の見込み)又はその後の調査プロセスから生じる懸念があれば、4.1 上の記載の方法を通じて提起することが推奨されます。Telix は、不利益ができる限り回避されその他適切に対処されるようにするために、適切な措置を講じます。追加的な支援サービスが必要となる場合には、それらのサービスが要請される可能性があります。

適宜、適格内部告発者への支援を行うために上級役員又は従業員が割り当てられ(内部告発者支援担当役員)、適格内部告発者と調査チームとの間の連絡係となります。

調査者又は内部告発者支援担当役員は、適宜、(プライバシー・秘密保持義務に従った上で、かつ、法律で要求されるところに従い)調査の進捗及び結果(改善措置案を含みます)を内部告発者に逐次連絡します。

7.1 従業員支援プログラムへのアクセス

Telix では、独立系プロバイダーである TELUS Health による従業員支援プログラム(EAP)を通じて、従業員とその家族をサポートしています。EAP とは、職場又は自宅において悪影響を受ける可能性のある困難に直面している Telix 従業員を支援するために利用できる、秘密扱いの福利厚生・指導・相談サービスです。同プログラムは、全従業員及びその近親者が無償で利用できます。従業員は Telix に相談することなく、TELUS Health に電話又はアプリケーションから直接連絡することができます。Telix が従業員を雇用している国ごとに料金不要の電話番号が全従業員に対して提供され、Telix イン트라ネットサイト上で入手できます。

相談は、対面、電話、テレビ通話又はオンラインを通じて利用可能であり、相談時の話し合いは、形式張ったものではなく話しやすく、従業員のニーズが中心となります。

8 一般規定

8.1 本ポリシーの入手可能性及び他のポリシーとの関係

本ポリシーへのアクセス(Telix のウェブサイト上に掲載されたコピーを通じてのアクセスを含みます)は、Telix のすべての役員及び従業員に提供されます。定期的に、本ポリシーに関するトレーニングがすべての役員及び従業員に提供されます。

本ポリシーは、行動規範、いじめ、嫌がらせ、及び差別に関するポリシー、並びに贈収賄防止及び腐敗防止に関するポリシーなど、Telix の他のポリシーと併せて読む必要があります。

本ポリシーは当グループ全体で実施されますが、本ポリシーの原則は、各 Telix グループの会社が事業を行っている現地の法域の法令と併せて読まなければならない、かつ、かかる法令に従わなければならない。

8.2 言語

本ポリシーは、Telix が営業する主要地域の第一言語(特に英語、フランス語及び日本語)に翻訳され、提供されます。

8.3 監視、レビュー及び更新

取締役会は、少なくとも四半期に一度、本ポリシーに基づき提出されたすべての報告書の要約を、提起された重大なインシデントに関する追加情報とともに受領します。個々の報告書は、必要に応じていつでも取締役会にエスカレーションすることができます。

取締役会は、会計、内部統制、監査に関する苦情の受領、保管、処理に関して監査・リスク委員会の支援を受けながら、必要に応じて、最低年 1 回の本ポリシーの見直しと更新を行います。

8.4 本ポリシーの状況

本ポリシーは、契約（雇用契約を含みます）の条件ではなく、黙示その他の方法を問わず、Telix 又は当グループに対し契約上の義務を課すものではありません。Telix は、随時、本ポリシーを変更する場合があります。

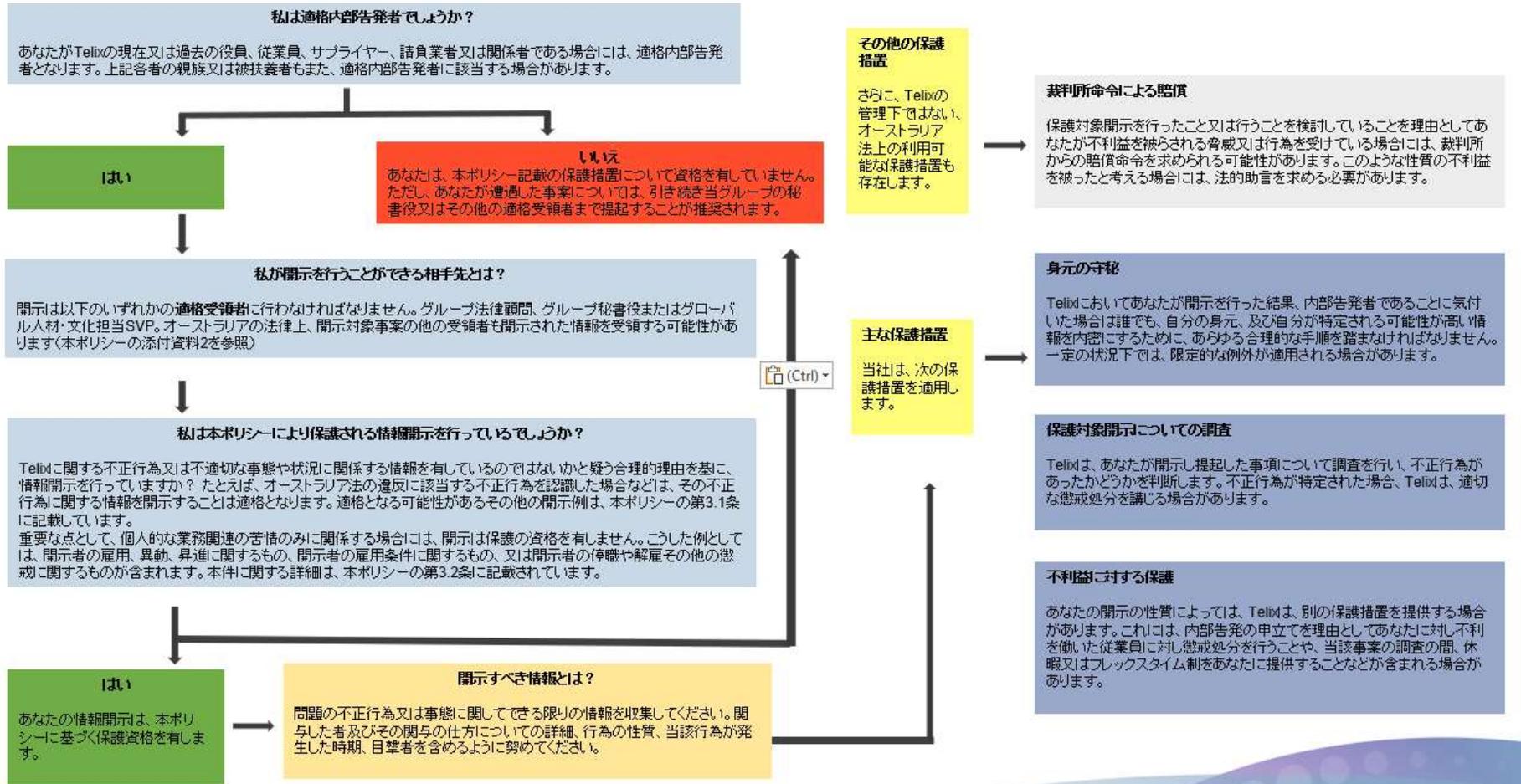
用語集

本ポリシーの目的において、

定義語	意味
AFP	オーストラリア連邦警察をいいます。
APRA	オーストラリア健全性規制庁をいいます。
ASIC	オーストラリア証券投資委員会をいいます。
会社法	2001 年会社法(Cth)をいいます。
所定法令	(a) 2001 年会社法(Cth)、 (b) 2001 年オーストラリア証券投資委員会法(Cth)、 (c) 1959 年銀行法(Cth)、 (d) 2001 年金融部門(データ収集)法(Cth)、 (e) 1973 年保険法(Cth)、 (f) 1995 年生命保険法(Cth)、 (g) 2009 年全国消費者信用保護法(Cth)、 (h) 1993 年退職年金業(監督)法(Cth) (i) 1934 年米国証券取引所法(その後の改正版を含む) (j) 2002 年サーベインズ・オクスレー法 (k) 上記各法律に基づき制定される法律文書をいいます。
租税行政法	1953 年租税行政法(Cth)をいいます。

添付資料 1 - クイックガイド

内部告発者保護ポリシー:クイックガイド



添付資料 2 - オーストラリアの法律による保護

1. その他の法的保護

2001年会社法(Cth) (会社法)を含むオーストラリアの法律では、現職の及び元従業員、ボランティア、役員、請負業者、サプライヤー、サプライヤーの従業員、関係者、並びにこれらの人々の親族や扶養家族(適格内部告発者)を含む特定の人物が、特定の人物に対して保護対象の開示を行った場合、情報開示に対する法的保護を受けることができます。

個人は、本ポリシーに基づき開示を行うことが奨励されます。ただし、法律では、その他の場合において保護が与えられています(例えば、開示対象事案を適格受領者以外の人に報告することができます)。内部告発者保護ポリシーに準拠しない、法律の保護対象である開示を行った場合でも、法的保護を受ける権限を有します。開示は、それが匿名で行われたものであっても、不正確であることが判明したものであっても、会社法による保護の対象となり得ます。

法的保護に関する詳細情報をご希望の場合は、グループ法律顧問までご連絡ください。

2. 保護対象の開示

開示が会社法に基づく保護対象であるためには、情報開示は開示対象事案に関連し、会社法に基づく適格受領者に対して行われなければなりません。本ポリシーに基づき開示された事案であっても、これらの基準を満たさないものは、会社法による保護の対象とはなりません。このような情報と受領者の例は、以下の表に概説されています。

報告又は開示される情報	開示情報の受領者
<p>一般的な開示対象事案</p> <ul style="list-style-type: none"> 当グループに関連する実際の不正行為若しくは不適切な状態若しくは状況又はその疑いに関する情報 当グループ、又は Telix の役員若しくは従業員が以下の行為に関与したという情報 <ul style="list-style-type: none"> 適用法(会社法など)に違反する、又は犯罪となるもの。 公衆又は金融システムに対して危険を呈するもの。 オーストラリア連邦の法律に対する犯罪であって、12カ月以上の懲役による処罰対象となるもの。 <p>個人的な業務関連の苦情は、下記を除き、法律上の保護対象の開示ではないことにご留意ください。</p>	<p>一般的な開示対象事案の受領者</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護対象の開示を受領する権限を Telix が付与した者、すなわち本ポリシーに基づく適格受領者(セクション 4.1 を参照) 当グループの役員又は上級管理職 当グループの監査役又は監査を実施する監査チームのメンバー 当グループのアクチュアリー ASIC、APRA、又は規則で規定されたその他のオーストラリア連邦機関 法的助言又は法定代理を得ることを目的とする法律実務家(法律実務家が、開示が開示対象事案に関連しないと結論付けた場合であっても) 特定の状況下で緊急かつ公益的な開示が認められる場合、ジャーナリスト又は国会議員。公益開示や緊急開示を行う前に、その基準を理解しておくことが重要です。緊急開示及び公益開示に関する詳細情報をご希望の方は、グループ法律顧問までご連絡ください。

<p>税務に関する開示対象事案</p> <ul style="list-style-type: none"> • Telix 又は関係者の税務業務に関連する不正行為、又は不適切な状態若しくは状況に関する情報であって、Telix 又は関係者の税務業務に関連する機能又は職務を遂行するために受領者を支援する可能性があると本人が考えるもの。 	<p>税務に関する開示対象事案の受領者</p> <ul style="list-style-type: none"> • Telix が税務に関する開示対象事案の報告を受領する権限を付与した者 • Telix の監査人又は監査を実施する監査チームのメンバー • Telix に税務サービス又は BAS サービスを提供する登録税務代理人又は BAS 代理人 • Telix の取締役、秘書役、又は上級管理職 • Telix の従業員又は役員で、Telix の税務業務に関連する機能又は職務を有する者 • 法的助言又は法定代理を得ることを目的とする法律実務家
<p>その他の税務に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> • Telix 又は関係者に関連する租税法に基づく国税長官の機能又は職務の遂行を支援する可能性のある情報 	<p>その他の税務に関する情報の受領者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国税長官 • 法的助言又は法定代理を得ることを目的とする法律実務家

3. 個人的な業務関連の苦情

雇用に関連する個人的な事案のみの開示に対する法的保護は、限られた状況においてのみ、法の下で利用可能です。個人的な業務関連の苦情の開示は、要約すると以下の場合に引き続き保護されます。

- 情報開示を行った、又は行うことを検討している場合における、あなたへの不利益に関するもの。
- 内部告発者に関する法律の運用に関する法的助言又は法定代理を得る目的で、法律実務家に対して行われるもの。

法律では、苦情が以下に該当する場合、「個人的な業務関連の苦情」とはなりません。

- 法律の下で規制されている事業体にとって、開示者とは関係のない重要な意味合いを持つもの。
- 特定の会社法及び金融サービス法に違反する行為、若しくはその疑いがある行為、又はその他のオーストラリア連邦法に基づき12か月以上の禁固刑に処される犯罪を構成する行為、若しくはその疑いがある行為に関するもの。
- 公共又は金融システムに危害を加える行為、又はその疑いがある行為に関するもの。
- 規則が規定する行為又はその疑いがある行為に関するもの。

4. 具体的な保護及び救済

以下を含みますが、これらに限定されない追加的な法的保護が利用できる場合があります。

- 不利益な行為の結果として被った損失、損害、又は傷害に対する補償
- 不利益な行為の影響を防止、停止、又は救済するための差止命令
- 不利益な行為に関与したことに対する謝罪を要求する命令
- 不利益な行為の全部又は一部が従業員の解雇につながった場合、その地位の回復
- 懲罰的損害賠償
- 裁判所が適切と考えるその他の命令

また、あなたが行った保護対象の開示に関して、あなたは以下の事項からも保護されます。

- 民事責任(雇用契約、守秘義務、又はその他の契約上の義務違反に対する法的措置など)
- 刑事責任(違法に情報を開示したことによるあなたに対する訴追の試み、又は訴追におけるあなたに対する開示情報のその他の使用(虚偽の開示を行った場合を除きます)など)
- 行政責任(開示を行ったことによる懲戒処分など)

ただし、開示によって明らかになった不正行為については、免責されることはありません。